

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の概要

1. 概要

この法律は、平成19年6月15日に成立しました。この法律により、地方公共団体は、毎年度決算時に健全化判断比率及び資金不足比率(以下「健全化判断比率等」という。)を算定することが義務付けられました。

また、この法律の目的は、地方公共団体が財政の健全性に関する比率(健全化判断比率等)を公表し、その比率に応じて、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、早期に財政の健全化を図ることを狙いとしたものです。この健全化判断比率等の公表は平成19年度決算から、また、財政健全化計画又は財政再生計画策定の義務付けは、平成20年度決算から適用されます。

当町においては、この比率のうち、「実質公債費比率」が、平成20年度の算定で 29.9%(3ヵ年平均)と早期健全化基準を大きく超える結果となりました。

2. 健全化判断比率等

名 称	内 容
実 質 赤 字 比 率	<u>一般会計及び特別会計の実質的な赤字額の標準的な収入(標準財政規模)に対する割合。</u> 実質的な赤字額とは歳入不足を翌年度の歳入で埋めた額のほか、歳入不足のため支払を繰延べた額や事業の繰越額を含めたもの。
連結実質赤字比率	<u>公営企業会計を含めた全会計の実質的な赤字額の標準的な収入(標準財政規模)に対する割合。</u> 連結実質赤字額：全会計の赤字額(資金不足額)から黒字額(資金剰余額)を引いた額 連結赤字比率は、法で導入された新しい指標であることに鑑み、財政運営に大きな制約を与える財政再生基準については、3年間経過措置(初年度40%、以降40%、35%)が講じられている。
実 質 公 債 費 比 率	<u>一般会計等が負担しなければならない実質的な借入金の返済額の標準的な収入(標準財政規模)に対する割合。</u> この場合の標準的な収入は、元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を除いた額である。
将 来 負 担 比 率	<u>土地開発公社や第3セクター等まで範囲を広げた上で、一般会計等が負担しなければならない実質的な負債の残高の標準的な収入(標準財政規模)に対する割合。</u> この場合の標準的な収入は、元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を除いた額である。 将来負担額：一般会計等の地方債残高、企業会計や一部事務組合・広域連合の地方債残高のうち一般会計等からの負担見込額、職員に対する退職手当支給予定額、土地開発公社や第3セクター等の負債のうち一般会計の負担見込額など
資 金 不 足 比 率	<u>各公営企業の資金不足額の各事業規模に対する割合。</u>

3. 財政の早期健全化

(1) 財政健全化計画

健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)のうちのいずれかが早期健全化基準以上である場合には、財政健全化計画を定めなければならない。

(2) 財政健全化計画の策定手続等

財政健全化計画は、当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに議会の議決を経て定め、速やかに、これを公表するとともに、総務大臣・北海道知事に報告しなければならない。また、毎年度、実施状況を議会に報告し、公表しなければならない。

(3) 国等の勧告等

早期の健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は北海道知事が必要な勧告をすることができる。

4. 財政の再生

(1) 財政健全化計画

再生判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率)のうちのいずれかが再生基準以上である場合には、財政再生計画を定めなければならない。

(2) 財政再生計画の策定手続等

財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに、これを公表しなければならない。

財政再生計画は、総務大臣に協議し、その同意を求めることができる。

財政再生団体は、その計画に基づいて予算を調製しなければならない。

財政再生計画を定めている地方公共団体(財政再生団体)は、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表しなければならない。

(3) 国の勧告等

地方公共団体の財政運営がその財政計画に適合しないと認められる場合その他財政の再生が困難であると認められる場合には、総務大臣は予算の変更、財政計画の変更その他必要な措置を講ずることを勧告することができる。

(4) 地方債の起債の制限

再生判断比率のうちのいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体は、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができない。

5. 公営企業の経営の健全化

(1) 経営健全化計画

公営企業を経営する地方公共団体は、資金不足比率が経営健全化基準以上である場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

(2) 経営健全化計画の策定手続等

当該資金不足比率を公表した年度の末日までに、当該年度を初年度とする公営企業の経営の健全化のための計画を定めなければならない。